

# ちよこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

11月号

VOL. 042

いつもお世話になります。

11月に入り、今年も残り2か月となりました。少し肌寒くなりまして、いよいよ本格的な冬の到来を感じています。寒いのが苦手ですので厚着で乗り越えたいと思っています。年末の業務は、12月29日(火)まで、年始は、1月5日(火)から業務を開始します。皆様よろしくお願ひ致します。



## 今を生きる 先人の言葉

身を屈すれ  
とも道を  
屈せず

朱熹  
(朱子学の創始者)

## どんなときでもチャンスはある

成功は窮苦の間に芽生えており、  
失敗は得意満面の間に宿る。  
黒雲のうしろには、太陽が輝いている。  
越後 正一 (元伊藤忠会長)

まず“できない”という考えを捨てることだ。  
そして一から新しい方法を生み出して  
みることだ  
松下 幸之助 (松下電器産業創業者)

世の中が不況だからといって自分の店まで  
不景気にすることは無い。工夫、努力次第  
でいくらでも売れる。景気は自ら創る者だ。  
青木 忠治 (丸井創業者)

(元気手帳より)

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【消費税セミナー】

10月28日、岐阜市のマーサ21にて平成28年新規消費税課税事業者向けの消費税説明会を行いました。ご参加いただいた皆様には熱心に受講いただき、質問も多く寄せられました。また、今回はスタッフの山田と兒玉も受講し勉強しました。



# 知っとこ！「税務のママ知識」

## ～消費税・自動車重量税の改正について～

### 1. 消費税率（国・地方）10%への引上げ時期の変更等

平成27年10月1日に予定されていた消費税率（国・地方）10%への引き上げ時期が、平成29年4月1日に延期されるとともに、消費税率引上げに伴う経過措置について所要の整備が行われました。

#### 改正の概要

社会保障・税一体改革の一環として、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、同月22日に公布されました。この法律により、平成26年4月1日に4%（地方消費税を含めた税率は5%）から6.3%（地方消費税を含めた税率は8%）に引き上げられています。平成27年度税制改正においては、経済状況等を総合的に勘定し、平成27年10月1日に予定されていた7.8%（地方消費税を含めた税率は10%）への税率引上げについては、その時期を平成29年4月1日に変更することとされました。

### 2. 自動車重量税法関係の改正

（1）自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「エコカー減税」）について、燃費性能に関する要件の見直し等を行った上、その適用期限が2年延長されました。

（2）公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限が3年延長されました。

（3）衝突被害軽減ブレーキを装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、対象となる装置に車両安定性制御装置を加える等の見直しを行った上、その適用期限が3年延長されました。

（4）離島の自動車に係る車検制度の見直しに伴い、新車新規登録から13年を経過した検査自動車に係る自動車重量税率の特例措置について所要の整備が行われました。

（引用：週刊税務通信 NO3380）

## 事務所あれこれ日記

### ★山田の家庭訪問を行いました★

初めての正社員ということで、所長自ら山田の自宅まで来てくださり夫に挨拶をしていただきました。両者共に緊張していましたが、お互いのことを知る良いきっかけになりました。山田



AOKI LICENSED TAX  
ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com